太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29 年 3 月 23 日兵庫県 条例第 14 号)

令和6年10月から太陽光発電施設等の 設置に関する規制が強化されます

太陽光条例について、許可制の導入などの改正を行い令和6年10月1日に施行します。

1 背景

- ✔条例制定後6年を経過し取り巻く環境に変化
 - ▲ パネルの崩落事故への不安
 - ▲ 生物多様性への関心の高まり
 - ▲ パネルの廃棄問題の顕在化
- ✓ 国のFIT制度の改正等で規制強化







防災面や自然環境との調和等に関する規制強化

2 改正のポイント

(1) 許可制の導入

○ 災害の危険性が高い森林における**太陽光発電施設**の設置には許可が必要



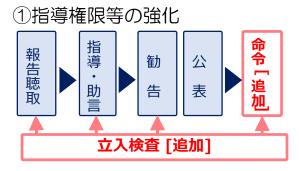


※規則で1、000以上5、000m未満とできる

(2) 関連法令等の事前手続の義務付け

○ 条例の届出や許可申請の前に、森林法や盛土規制法等の許可申請、環境 影響評価法・条例等の手続を行うことを規定

(3) 条例の実効性の強化



②罰則の強化



- (4) 自然環境との調和を条例の目的に明示
- (5) 廃棄の適正な措置を設置者の責務に追加

兵庫県 まちづくり部 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館12階 TEL:078-362-3646 FAX:078-362-4456

※太陽光条例については下記HPをご覧ください。

HP: http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html



